## 西ドイツ建築法における

# 「隣人利益の配慮原則」

|重効果的行政行為の取消理由に関連して―― 石

崎

誠

也

羝 考

察

三、連邦行政裁判所判例の展開 (以上本号)

二、ヴァイロイターの「財産法-建築法的配慮原則」

はじめに

四、下級審および学説の対応

討したいと考えたのである。

#### 一、はじめに

#### 問題の所在

(1)

barn im Baurecht)とは、近年西ドイツの行政裁判所判例によって——特に、連邦行政裁判所判例によって 可しえないものである」というものである。本稿は、 成されてきた建築法上の一法原則である。それは、あらかじめ簡単に要約すれば、「建築主は、 (Bauvorhaben) の策定にあたっては、隣人の利益に十分な配慮を払わねばならず、その配慮を欠く建築計画は許 明するが、この「配慮原則」は、公益保護を目的とする法規範から主観的隣人保護を媒介する機能を果たしている。 えるドイツ行政法理論において、本判決がいかなる地位を占めているかを明らかにすることである。後に詳しく説 しく検討しようとするものである。この配慮原則をとりあげた理由は、次の二点である。 本稿が取り扱う「建築法における隣人利益の配慮原則」(ユ) 第一に、取消訴訟の原告適格性に関し、 いわゆる「保護規範理論」 判例法として形づくられてきたこの配慮原則の内容をより詳 (das Gebot der Rücksichtnahme auf Interessen der Nach-(Schutznormtheorie)が確立しているかにみ 建築計 形

その点で、この配慮原則による隣人の原告適格性の承認が、従来の西ドイツの判例とどのような関係にあるのか検

筆者のより中心的な問題関心はここに存するが いわゆる二重効果的行政行為の取消理由の考察

あり、当該行政行為の違法性を指摘するのが一層困難となることもおこりうる。(3) ても、当該行政行為の違法性の論証の困難なことが少なくない。ましてや、訴えの利益に関し、「法的保護に値す 保護規定が詳細な場合はともかくとして、明確な隣人保護規定のない場合は、隣人の原告適格性が認められたとし 基準が示されないと現実には権利保障にはならない。しかし、係争行政行為の根拠法規の隣人保護性が明白で隣人 に関して、ひとつの検討素材を提供しているからである。二重効果的行政行為が注目されてきた背景に取消訴訟の る利益説」にたったとすると、行政行為の根拠法規と切り離されて原告適格性が肯定されることもありうるので 原告適格性の拡大があることはあきらかである。ところが、原告適格性の拡大がなされたとしても、本案での審理

違法性と根拠法規の個人利益保護性とが密接に結びついているのである。 かわる違法を理由に行政処分の取消を求めることはできないと判示した。つまり、この判決の論理では行政行為の 公共の安全の保護の観点からのみ問題となる事項及び原告ら以外の者の個人的利益にのみ関係を有する事項」にか 係で重要な論点を含んでいる。同判決は、訴えの利益について、いわゆる「法律上保護された利益説」にたったも のであるが、行訴法一〇条一項を厳格に解することによって、「専ら公益の実現のための規定」および「もっぱら 指摘されてきたことでもあるが、いわゆる東海第二原発訴訟での水戸地裁昭和六○年六月二五日判決がそれとの関 さらに、ここでは、行政事件訴訟法一〇条一項の「取消理由の制限」との関係が問題とされうる。この点は既に

件としているだけに、この問題を避けることはできないであろう。たとえば、代表的な行政裁判所法コメンタール 告の権利侵害の主張」を出訴の要件とし、その一一三条一項において「原告の権利侵害」を行政行為の取消しの要 同様の問題は西ドイツにおいても生じうる。むしろ、西ドイツ行政裁判所法では、その四二条二項において「原 5

判時一一二四号一一六頁以下。

いと考えたのである。

為が自己の保護を(も)目的とする規範に違反するが故に違法であると主張しなければならない」としている。 いとされてきた規範の違反を建築許可取消しの理由とした。それがどのような論理のもとになされたかを考察した るものとなる。違法性は、まさに原告との関係において存在しなければならない。」とし、また「原告は、行政行 は、「訴訟は、行政行為またはその取消しもしくはその不作為が原告の権利を侵害しかつ違法であるときに理由あ ところが、連邦行政裁判所は、隣人利益の配慮原則を媒介に、従来原告の利益保護を目的としているとはいえな

1 築的利用規制: das Gebot der Rücksichtnahme は「配慮の要請」と訳されているが -建築自由に関する予備的考察[二] 自治研究五九巻一一号、昭五八、一二一頁)、本稿ではかかる法原則 (参照、 山下淳 「西ドイツ行政法における土地の建

として「配慮原則」とした。文脈に応じて「配慮の要請」とした箇所もある。

保護規範理論について、最近のものとして、安念潤司「取消訴訟における原告適格の構造①」国家学会雑誌九八巻一一・

2

一二号八四頁以下。なお、原田尚彦「行政行為の取消訴訟制度と原告適格(訴の利益)」、同、『訴の利益』弘文堂、

昭四

八年、二四五頁以下、小早川光郎『行政訴訟の構造分析』東大出版会、一九八三年、参照。

3 ジュリストー九八五年九月一日号、七四頁 参照、原田尚彦『行政法要論 (全訂版)』学陽書房、昭五九年、三一二―三一四頁。同「東海原発訴訟第一審判決の意味」

4 参照、 小早川光郎「集団的訴訟」、同、前掲書、二五五頁。

6 Eyermann/ Fröhler, Verwaltungsgerichtsordnung, Kommentar, 8 Aufl., C.H. Beck, 1980, S. 330, S. 326

# (2)連邦建設法三四条・三五条の隣人保護機能に関する連邦行政裁判所の従来の判例

他の建築計画との衝突の調整原理としてである。その後、それは、連担建築区域(同三四条)そして計画策定区域 保護機能について、連邦行政裁判所の判例を簡単に見ておきたい。 規制との関係で論じられている。そこで、本論に入る前に、連邦建設法上の建築の地域的規制及び関係法条の隣人 へと適用範囲を広げていった。このようにこの「配慮原則」は、主に連邦建設法による建築の計画法的 「隣人利益の配慮原則」が最初に登場したのは、開発制限区域(連邦建設法三五条)で、優先的建築計画とその (地域的

## ① 連邦建設法上の建築規制について

てクライス(郡)または規模の大きいゲマインデである。この建築許可は総合的なもので、申請された建築計画が が規定している。 連邦建設法やラント建築令、その他の公法規範にすべて適合しているときに与えられる。ラント建築令が単体規制 (日本の建築基準法にあたる) であるのに対し、連邦建設法は計画法的規制、地域的規制である。) 建築の地域的規制と建築許可の要件については、連邦建設法第三章第一節「建築計画の許容性」(二九条~三九条) (周知のように、西ドイツでは建築許可はラントの権限に属しており、建築許可官庁は原則とし

連邦建設法による建築規制は、基本的に三つの地域に分けられる。

の確定を含むものである。

連邦建設法三五条は、

下Bプラン)に合致した建築計画は、地区整備4 完全地区詳細計画 (qualifizierter Bebauungsplan) (Erschließung) 策定区域 が保障されている限り許可される ーここでは、 地区詳細計画 (Bebauungsplan,以 (連邦建設法

画とは、 あって、ゲマインデ(市町村)によって条例の形式で定められる法的拘束力をもった計画である。完全地区詳細計 以下単に法とする― 法三〇条に規定する①建築的利用の種類と密度、 −三○条)。地区詳細計画は、 街区程度の小さな地区を対象とする詳細で総合的な計画で ②敷地内の建築許容範囲、 ③地区内の交通用地について

ŋ 2 ある(法三四条一項)。 いること、その他の公的利益とりわけ健全な居住・労働関係が維持され、 ラン以外のもの)のある場合はその確定に反しないこと、その建築計画がその風致を特徴づける定住構造を配慮し 建築的利用の種類と程度、建築される敷地部分について、周囲の特質と合致すること、地区整備が保障されて 全体としてまとまりのある区域である。ここで建築計画が許可される要件は、 連担建築区域 (im Zusammenhang bebauter Ortsteil) 連担建築区域とは、 地区像(Ortsbild) 建築物が連続して建ち並んでお 簡易Bプラン が害されないことで (前述の完全Bプ

ツなどの用地とされており、ここでは開発制限区域にふさわしい建築のみが例外的に許されるのである。(?) 3 属さない区域であって、ここでは原則として建築行為が制限されている。 開発制限区域 (Außenbereich) ---開発制限区域とは、 Bプランも定められてなく、 開発制限区域は、農林業・保養・スポ かつ連担建築区 |域にも

第一は、「優先的建築」(privilegiertes Vorhaben)と呼ばれるもので、農業用施設など開発制限区域での建築に

開発制限区域での建築について、大きく二つに分けて規定している。

ふさわしいものとして、同条一項に一号から五号まで制限的に列挙されている。これらの建築計画は、対立する公

的利益が存在せず、十分な地区整備が保障されている場合にのみ許容される(法三五条一項)。

第二は、「その他の建築」(sonstiges Vorhaben)であって、これらは、その建築や利用が公的利益を害さない場

合に、個別的に許可されるものとされている(同二項)。

条項は、 また、同条三項は、これらの許可に際して考慮しなければならない公的利益を列挙している。(なお、これらの 判例を説明するのに必要な限りで、注(8)に紹介している。)

- 1 Ernst/ Hoppe, Das öffentliche Bau-und Bodenrecht, Raumordnungsrecht, 2. Aufl., C.H. Beck 1981, S. 173
- 本洋之助編『現代土地法の研究印』岩波書店、一九八三年、四二三頁以下、山下淳「西ドイツにおける土地の建築的利用 連邦建設法による建築規制については、ディーリッヒ/コッホ著、阿部成治訳『西ドイツの都市計画制度』学芸出版社、 九七七年、藤田宙靖「国土整備計画法制――都市的土地利用と農村的土地利用との調整を中心として」、渡辺洋三、稲 九八一年、日本建築センター『西ドイツの都市計画制度と運用-――地区詳細計画を中心として――』日本建築センター、
- 3 日本都市計画学会、昭五四年度、一〇九頁。 阿部成治、「西ドイツにおける建築許可制度 ――日本の制度との比較」『都市計画、別冊14』(学術研究発表会論文集14号)

規制①~宍完」自治研究五九巻一〇号~六〇巻三号等を参考にした。

4 上で必要あるいは望ましい施設を整備するためのすべての行為となる。……これに含まれる主なものとしては、道路・歩 地区整備とは、連邦建設法上定義されないまま用いられているが、「必要な用地を準備して土地を宅地として利用する 3

どがあげられる。」との説明がある(ディーリッヒ/コッホ、阿部訳、前掲書、一六八頁。) 路・広場・駐車場などの地区交通用地、緑地・上下水道・エネルギー供給施設(電気・ガス・熱)

・街路照明・電話線な

- 5 参照、藤田、前掲四二七頁、阿部訳、前掲書、一一七頁。
- 参照、 山下、前掲(自治研究五九巻一一号)、一二一頁。
- 6 ディーリッヒ/コッホ、阿部訳、前掲書、一一八頁。

7

8 西ドイツ連邦建設法(第三章第一節「建築計画の許容性」)

よび地区内交通用地に関する確定を含むBプランの適用区域においては、建築計画が確定に違反せず、かつ地区整備が確 単独で、または他の建築規則と共同することにより、少なくとも建築的利用の種類と程度、敷地内の建築許容範囲、 第三〇条 Bプラン区域内での許可

お

第三一条 例外許可と特例許可

保されている場合には、申請が許可される。

(1) 建築行政庁は、ゲマインデの合意を得て、Bプランの確定から、Bプランにその種類と範囲が明示された例外を許可

することができる。

(2)

人の利益を考慮して公的利益とも合致する場合には、特例を許可することができる。

公共の利益のために特例許可が必要な場合

2 その離反に都市計画的な根拠があり、 かつプランの基本に影響がない場合

さらに、建築行政庁は、ゲマインデの合意および上級官庁の承諾を得て、次の各号の一に該当し、かつその離反が隣

Bプランを実施すれば、明らかに意図されていなかった困難が生じる場合

(3)

(略)

(1) 第三四条 第三○条が適用されない限り、連担建築区域においては、建築計画がBプランの確定に違反せず、かつその建築的利 連担建築区域における許可

れ、地区像が害されない場合には、その建築計画は許可される。

致しており、地区整備が確保されており、かつその他の公的利益が対立せず、特に健全な居住・労働関係の条件が維持さ 用の種類と程度、建築方式および建築の行われる敷地が、風致を特徴づけている定住構造を考慮しても、周囲の特質と合

(以下略)

(1)第三五条 開発制限区域においては、建築計画が公的利益と対立せず、十分な地区整備が保障されており、 開発制限区域における許可

かつ次の各号の一に

農林業の経営のためで、経営敷地の一部のみを占めるもの

該当する場合に限り、その建築計画は許可される。

生前相続を目的とする譲渡後に経営を廃止した農夫の居住のためで、次のaからdに該当するもの

2 1

経営の譲渡前であっても、第一号により隠居屋の建築が許可されえたものであること

b譲渡契約中に、隠居屋の建築が合意されていること

c 屋敷のごく近傍に建築が行われること

d隠居屋の建築される敷地が、家敷から独立して売却されない法的保障があること

農業労働者の住居

3

4

電気・ガス・熱・水の公的な供給、 排水、または立地の制約された営業のためのもの 七頁以下を参考にさせていただいた。

(2)その他の建築物は、その建築および利用が公的利益を侵害しない場合に、 個々に許可することができる。

環境に対する特別な要求、環境への有害な影響、またはその特別な目的により、

開発制限区域にのみ建築できるもの

5

- (3) 公的利益への侵害が存在するのは、建築計画が特に次に該当する場合である。
- 国土計画および地方計画の目標、またはFプランの表示に反するとき
- 道路その他の交通施設、供給施設、下水・塵介の処理施設、安全もしくは健康またはその他の目的のために、 環境上の有害な影響を及ぼしうるとき、あるいは受けるとき

非経済な

水利を脅かすとき

出費を必要とするとき

- 自然と景観の保護の利益を害するとき
- 地区像や風景を悪化するとき
- 地区固有の風致、または保養地としての条件を害するとき
- スプロールを発生、 強化、または拡大する恐れのあるとき
- なお、農業構造の改良のための措置には、 特別の配慮がなされなければならない
- (以下略
- としていた。また三五条三項に、「環境上の有害な影響を及ぼしうるとき」という部分はなかった。参照、 なお、一九七六年改正前の三四条は、「……建築計画が既存の建築および地区整備からみて問題のない場合、許可される。」 BGBI, I, 1960
- 341 (353); BGBI, I, 1976, 2256 (2274); BGBI, I, 1979, 949 (952). なお、これらの条項の訳出は、 阿部訳、 前掲書、二四

## ② 法三四条、三五条の隣人保護性に関して

個人利益保護(隣人利益保護)目的性の有無に依ることになったのである。 (4) ればならない」のである。その結果、建築許可などに対して隣人が取消訴訟を提起できるかは、許可の根拠法規の(③) 利とは、広い意味での公権つまり「法的に保護された利益」と解されている。そして、この法的に保護された利益(②) が与えられるためには、「該当法規が公益だけでなく、――少なくとも――個人的利益保護を(も)目的としなけ く知られている。西ドイツ行政裁判所法は、「原告の権利侵害」を訴訟要件としているが(四二条)、ここでいう権 西ドイツにおける取消訴訟の原告適格性に関する支配的見解がいわゆる保護規範理論にあることは、我国にもよ

であろうか。 では、連邦建設法三四条、三五条の隣人保護性について、連邦行政裁判所は従来どのような判断を示していたの

必要である」という基準を示していた。これは、次のような文脈で語られている。つまり、当該条項が明示的に隣(5) も明確に限定されていないために全部を把握できないような原告適格者の存在は、建築主に予期しがたい、しかも とである。その理由は建築主の保護にあるとされている。すなわち、言葉の本来の意味での隣人に限られず、しか は、保護された者の範囲が当該条項から特定的かつ限定的に確定されるかを基準として判断すべきであるというこ が認められるためには「(建築法上の)個別規範から、原告適格者の特定かつ限定できる範囲が確定されることが 人保護目的を示さずに、例えば「周囲の静隠」の保護を目的としている場合、それが隣人に権利を付与するか否か 年以上にわたる不安定をもたらすからである。連邦行政裁判所がこの考えを最初に示したのは、ライヒ車庫法の(6) 連邦行政裁判所(第四部)は、建築法(Baurecht)の条項の隣人保護性の判定にあたって、建築法で隣人に権利 機能を否定している。

囲に関わる規定の仕方ではないので、原告適格者の限定を実際上不可能にしているとして、隣人保護性を否定 の他の建築」)の隣人保護機能を否定した。三四条に関しては、改正前のそれにつき一九六七年六月一三日の判決が、 既存の建築および地区整備からみて問題のないこと」という本条の規定の仕方は、柔軟であり、 連邦行政裁判所は、この基準を適用して、連邦建設法三四条(連担建築区域)と三五条二項(開発制限区域の「そ しかも、人的範

した。七六年改正後も、連邦行政裁判所は、「(法改正に伴う)、土地法上問題となる矛盾〟から、合致すること』(?) への基準の厳格化も要件の拡充も、(隣人に権利を与えない点では)何ら変わるものではない」とした。しかし、

七六年改正後も、三四条の隣人保護性を否定したことについては、学説上、異論もだされている。(⑤)

また、三五条二項については、一九六七年一二月六日の判決が、同項より生じる建築の限界は「公的利益」であっ 私権ではないこと、 同項は原告適格者の特定かつ限定しうる範囲を欠いていることを理由に、同項の隣人保護

際にも使われている。しかし、「配慮原則」の場合は、該当法規の隣人保護性の有無とは別のレベルで論じられて なお、「原告適格者の範囲の特定と限定」という考え方は、後に示すように、「配慮原則」 の隣人保護効果を導く

有者は、 いるのに対し (注(8)参照)、ここでは法規の隣人保護性の判定基準として用いられている点に違いがある。 それに対し、連邦行政裁判所は、一九六八年一〇月二一日の判決で、連邦建設法三五条一項の優先的建築物の 自己の優先的地位をおびやかすような建築計画を、――それが優先的建築であれ、非優先的建築であれ 所

65 争いうるとした。つまり、同項は、優先的建築権者に、法的に保護された地位を与えているとしているのであ うな公的利益を主張できる。 公的利益 なのであるが、しかし優先権者は、新たな建築許可に対し、それが優先的建築であるか否かを問わず、次のような その利益を享受する者(優先権者)の請求権は、その優先的状態の利用を妨げられないことにのみ向けられたもの は一般的であり多様であることは否めないが、同項のもたらす利益はまさにその優先性に存在している。つまり、 定区域でその計画に即して建築を行なおうとする者の権利に匹敵するものである。たしかに三五条一項の 優先的建築はいわば立法者の「計画」であり、開発制限区域で優先的建築を行なおうとする市民の権利は、計画策 築権者の防禦権については異なった考察方法が必要であるとして、次のように判示した。連邦建設法三五条一項の たものである。判決は、多数説が同項の隣人保護性を否定していることを認めつつも、開発制限区域での優先的建 る。この事件は、開発制限区域に居住する原告(農業経営者)が参加人(隣人)に与えられた住宅建築許可を争っ 一つまり、 もし無視されたとすれば、自己の優先権の行使に危険と重大な損害をもたらすことになるよ

先的建築の根拠規定である)。また、判決の論理から言えば、優先権者は、自己の優先権を脅かす「その他の建築」 ることにではなく、同項が一定の建築物を特別に承認していることに基づいている(同項は、直接的には自己の優 こでの隣人保護効果肯定の理由づけは、法三五条一項が優先権者のために他の建築計画の許可要件を厳格にしてい う前提があるが、 これらの判決には、法三五条で建築許可に対立する「公的利益」には周辺に住む者の個人的利益も含まれるとい |同裁判所||九七||年四月||六日判決にも受け継がれていく。 |(B) 同裁判所は既にこのことを示していた(これらの判決については、後述七七頁)。ところで、こ

も争いうることになるが、その許可は、自ら隣人保護性を否定したはずの同条二項によってなされるものである。

導かれているのである。 つまり、ここでは、 の隣人保護効果」を説明しようとするのであるが、そこでも法規範の総合的考察の必要性が説かれている 許可の根拠法条の隣人保護性だけの問題ではなく、同法三五条全体の構造から隣人保護機能 後述するように、ヴァイロイターは、このことから「特別の法的地位にもとづく配慮原則 (本稿七

しつつも、基本法一四条の財産権を根拠に隣人の原告適格性を肯定している。すなわち、(4) これらの判決とは別に、 連邦行政裁判所一九七九年六月一三日判決は、連邦建設法三四条の隣人保護効果を否定 客観的に違法な建築許

三頁・七五頁)。

た場合は、隣人の権利が侵害されるというものである。 またはその行使が第三者の土地の形状を継続的に変化させ、それによって隣人に重大かつ受忍できない損害を与え

三頁)。 ついては侵害の重大性にもとづく特別の保護が認められた事例であると説明しているのは、後述の通りである(七 ヴァイロイターが、 いずれにせよ、そこには、 前者の判決については連邦建設法の優先性にもとづく特別の保護が認められ、 従来の保護規範理論とは異なる原告適格性の根拠づけが試みられている。 後者の判決に

1 有斐閣、 参照、 五七頁注(2)にあげた他、雄川一郎、「訴の利益と民衆訴訟の問題」『田中二郎先生古稀記念、 一九七六、一三一〇頁以下等。 公法の理論中』、

- 2 Eyermann/Fröhler, 前掲書、S. 314; BVerfG, B.v. 17. 12. 1969, E27, 297 (307); BVerwG, U.v. 31. 1. 1958, E6, 167 等。
- 3 BVerfG. B. 前揭、 S. 307
- 4 Berger, U.G., Grundfragen umweltrechtlicher Nachbarklagen, C.Heymanns Verlag, 1982, S. 97f.

- 5 BVerwG, U.v. 28. 4. 1967, E27, 28 (33).
- 6 同前。従ってこの基準は、隣人保護規範を制限する機能を果たすことが少なくない。
- 7 BVerwG, U.v. 13. 6. 1969. E32, 173. しかし、この判決は、隣人の土地に重大かつ受忍しがたい侵害が生じるときは、
- (8) BVerwG, B.v. 13. 2. 1981, NJW 1981, 1973. しかし、この判決は、後述のように、「隣人利益の配慮原則」による隣人 保護が、法三四条においても認められるとした。

基本的一四条(財産権)に直接基づく訴訟が可能であるとしたものとして、むしろこの点で著名である(本稿六七頁)。

- (Φ) vgl. Wahl, R., Der Nachbarschutz im Baurecht, JuS. 1984, 577 (582).
- <u>10</u> BVerwG, U.v. 6. 12. 1967, E28, 268

BVerwG, U.v. 21. 10. 1968, DVBI 1969, 263.

11

- 12 同前、SS. 263-264.
- 13 二七一頁。 BVerwG, U.v. 16. 4. 1971, DVBI 1971, 746. 本判決については、参照、遠藤博也『計画行政法』学陽書房、一九七六年、
- 14 BVerwG, U.v. 13. 6. 1969, E32, 173 (178-179)

# 一、ヴァイロイターの「財産法―建築法的配慮原則」

西ドイツ建築法上の「隣人利益の配慮原則」は、何よりも連邦行政裁判所(特に第四部)の判例によって形成さ

紹介に入る前に、 を理論的に基礎づけようとしたものであり、その後の判例の指針的役割を果たしたものである。そのため、(②) とりわけ、 れてきたものであるが、その判例形成に重大な影響を与えたのが、連邦行政裁判所裁判官ヴァイロイターである。 彼の論文「建築法上の配慮原則とその隣人保護のための意義」は、建築法上の配慮原則の隣人保護機能 ヴァイロイターの所説を見ておきたいと考える。(なお本章中の ( ) の引用頁は、 注(1)に示 判例の

## ⑴ 財産法―建築法的配慮原則

した上記論文からの引用頁を示す。)

釈を発展させてきたとする。 などの形で現れており、これらを手がかりとして、連邦行政裁判所は、 すなわち、 イミッション法などに、たとえば「建築計画が既存の建築からみて……問題のないこと」(改正前連邦建設法三四条) 法に基礎をおく財産法-建築法的な相互配慮の一般的義務が存在するとするのである。この基本関係は、 ヴァイロ 土地所有権の行使は周辺土地に対して相互に影響を及ぼし、また制約されるものであり、ここに連邦憲 イターは、 建築法上の配慮原則を基本法一四条二項の、とりわけ土地所有権の社会的制約に基礎づけた。 判例を積み重ねて包括的な配慮原則へと解 建築法、

述の ている)や「公的利益が対立していないこと」という建築許可要件に、配慮の要請を読み込むのである。とりわけ、 彼の示す配慮原則の典型的な例は、 「既存の建築からみて問題のないこと」 連邦建設法の建築許可に関する三四条、 (旧三四条、 改正後は「周囲の特質に合致すること」とより明確になっ 三五条の規定である。 すなわち、 前

指摘している(三頁、六―七頁)。

三五条については、「公的利益」という表現であっても、何よりもまず周囲の私的な利害が考慮されていることを

三五条の「周囲の特質への合致」や「公的利益が対立しないこと」という規定は、その表現なのである。 に至らない場合でも、立法者は多様な形で配慮原則の内容を定めることができるとした。彼によれば、法三四条や 用類似の重大かつ受忍しがたい侵害が生じるときは基本法一四条によって完全な保護が与えられるが、侵害がそれ ても私的利益相互の法益較量が求められていると彼は述べる (四―五頁)。 に対する配慮が要請されている。ここでは、法一条四項二文が計画作成に要求しているように、建築許可にあたっ である。しかし、隣人は、被害がかかる程度に至るまで保護されないのではなく、それ以前の段階でも隣人の利益(5) しがたい損害をもたらす場合には、基本法一四条より直接隣人保護が認められるが、この場合の保護は完全なもの ないかによって異なりうる」ものであると述べている(四頁)。たとえば、建築行為が隣人の土地に重大かつ受忍 の概念は本質的に相対的で多義的なものであり、「いかなる法益に対して、いかなる程度の配慮をしなければなら このように、彼は、土地の社会的拘束性によって一般的な財産法-建築法的な相互配慮原則が存在するとし、収 もっとも彼自身は、この配慮原則がどのような内容のものであるかについては明確にしていない。むしろ、〝配慮〟

- Baurecht (Zeitschrift für das gesamte öffentliche und zivile Baurecht) 1975, 1ff Weyreuther.F., Das bebauungsrechtliche Gebot der Rücksichtnahme und seine Bedeutung für den Nachbarschutz,
- (2) 参照、Berger, 前掲書、S. 113; Wahl, 前掲、S.584

3 これらの判例については、七六頁以下参照 法三五条による配慮義務に関する彼の見解については、ders, Bauen im Außenbereich, C.Heymanns Verlag, 1979, S.

4

310ff. をも参照のこと。

Umweltschutz, Textsammlung des Umweltrechts der Bundesrepublik Deutschland, C.H. Beck, 1984)。 参照: 当該地区自体または周辺地区に受忍しえない負担または被害を及ぼす場合も同様とする。」と規定する(Kloepfer, M. て包括的にとりあげている。」建築利用令一五条一項は、「第二条から第一四条までに示された建築施設およびその他の施 利用の形態に関する殆んどの規定は、周囲との関係を明確に表明しており、同令一五条一項の一般条項がこの問題を改め 触れていないが、建築利用令がそれに――従って同法三三条にも― 前掲書、二七三頁 設は、それらの数量、位置、範囲、目的が建築地区の特性に矛盾する場合には許可されない。当該建築地区の特性に鑑み、 なお、法三○条については、次のように述べている。「連邦建設法三○条は、たしかにそれ自身は周囲に対する配慮に ―手がかり以上のものを与えている。 許される建築的 阿部成治訳

りにされた」と評価している (三頁)。参照、BVerwG, U.v. 5. 7. 1974, E45, 309 (327), 本判決については、遠藤、前掲書、 計画作成に置き換えられた(それによって、計画作成者宛にいわば読み替えられた)配慮原則の特に重要な部分が浮き彫 の「異なる建築計画区域に隣接している場合は、相互に交換的な配慮原則に服す。」との判示を引用して、「これによって、 務を導くとする(三頁)。彼は連邦行政裁判所一九七四年七月五日判決(いわゆる「板ガラス判決」(Floatglas-Urteil)) 五三頁以下に詳しい。 さらに建築法のレベルで周辺地区に対する配慮が要請されるとすれば、それは当然、 計画法のレベルでも同様の配慮義

5 BVerwG, U.v. 13. 6. 1969, E32, 173

## (2) 配慮義務の第三者保護機能

は いう問題である。そこで、彼が手がかりとしようとしたのが、〝特別の保護の必要性〟という概念である。すなわち、 第三者保護機能の問題を引き起こす。なぜなら、この義務の履行が、なによりもまず、具体的な状況において配慮 項一文が既に明示しているように-される者の利益のために役立つものであることは、多言を要しないほど明白だからである」。(六―七頁) の義務を負う者の権利の制限以上のものは問われていない……。 めに行使されうるかの問題をもたらす。なるほど、この配慮にあっては、 頁)。彼は次のようにいう。「財産法的-建築法的配慮原則の考察は、不可避的に、それがいかにして隣人保護のた うだとは言えないこと、条件によってその内容は変化しうることを、彼は再三にわたって強調している(一頁、八 のであれ、 明することであった。たしかに、彼は、これまでの確定した判例理論によれば、憲法上のものであれ、法律上のも 礎づけられた配慮原則が、 ヴィイロイターが、この論文の主要なテーマとしたのは、論文タイトルが示すように、この財産法ー建築法に基 果たして、 しかし、 建築主の建築計画に適用される規範、つまり一般的配慮を要求するにとどまり、 一般的配慮原則から隣人保護機能を導きだすためには、クリアーしなければならない問題がある。それ 一般的配慮原則の第三者保護機能は否定されてきたことを認めている(一頁、七頁)。しかし、常にそ 特定の限定された隣人グループに、行政裁判所法一一三条一項の意味での 隣人保護機能を有しうるか否か、また有しうるとすれば、いかなる要件のものでかを解 ――義務であり、この義務が直接的には公共のためだけにあるとしても、 しかし、この負担は同時に、――基本法一四条二 ――まず第一には――国家に対して配慮 いわば原告と関係のない規範 『権利』を付与するかと ずれ

規律する規範として適用されるという、

γį

わば規範の置き換えがなされていることである。

そして、 た配慮が要請される場合にまで同様に考えるべきではないと論ずる (八―九頁)。 定の第三者の保護の必要性に優先性を与える規律の効果として特別の法的意味を持ち、 優先的地位を認められた者のために、 隣人保護は、 建築計画を規律する規範に内在する客観的配慮原則は、 何かに対して(gegen etwas)与えられるだけでなく、 その権利に基礎を置く隣人保護も考えられる必要があるということである。 一般には第三者保護機能を持たないとしても、 何かのために (wegen etwas) ~ かつ、特定個人に向けられ 換言すれ 特

量的 に基 める。 たが、 礎にある。 的建築物の所有者が、 護である。 項による隣人保護) < 限界が、 のような特別の保護の例として、彼は二つの例をあげる。第一は、 第二は、 ヴァイロイターは、 〝特別の保護の必要性〟である。 他方、 連邦行政裁判所一九六八年一〇月二一日判決と同一九七一年四月一六日判決は、 つまり侵害の重大性が問題となっている。 前出一九六九年六月一三日判決に示された、土地所有権への重大な侵害を理由とする基本法 後者 その優先権の故に、隣人になされた建築許可を〝公的利益〟を主張して争いうることを示し (基本法一四条による隣人保護) にあっては、 これらの判決を引用しつつ、 法律上認められた保護特権が、 そして、 両者の特徴について次のように説明する。 ここでの特徴は、 連邦法 の場合は、 (法律) 土地所有権に対し、 従って、質的に特定された保護の必要性が に基礎を置く 連邦建設法三五条一 被害者側に関する保護規範が加害者側を ″特別の保護の必要性″ 般に要求しうる不利益 前者 項の優先的建築物の保 同法三五条一 (連邦建設法三五 項の優先 を認 四 0

人的範囲」 また、 の要件も、 般的配慮義務から隣人保護機能を導出するもうひとつのハードルである原告の 前者では、その優先性がいわば名宛人のない周辺区域から識別可能な特定の人的範囲を生み 「十分明 瞭に限定された

法による一種の財産権的地位の形成によってなされるのであって、侵害の重大性を前提としないことが重要である 者も広義の財産権保護の問題であり、両者を対立的に把えるのは正しくないが、前者の場合の隣人保護は連邦建設 だすのに対し、後者では、侵害の重大性が必然的に識別可能性をつくりだすという違いが存在する。もちろん、前

(1) BVerwG, U.v. 21. 10. 1968, DVBI 1969, 263(本稿六五頁参照)。

(九─一○頁)。

(a) BVerwG, U.v. 16. 4. 1971, DVBI 1971, 746.

#### (3) ま と め

以上の見解は、次のようにまとめられる。

存在し、土地利用者は公共および隣人に対する配慮の義務を負う。 ①基本法一四条 (財産権の保障とその社会的拘束性)により、土地の建築的利用には財産法ー建築法的配慮原則

②この義務は、 を特定個人に対する完全な義務とするような地位である(一一頁)。ヴァイロイターが示した例は、第一に、隣人 別に保護された地位に関わると、この配慮原則は隣人保護的性格を有するに至る。その特別の地位とは、 配慮の対象が不特定である限り隣人保護機能を持たない。しかし、この一般的配慮義務が法的に特 配慮義務

の財産権に対する侵害の重大性により、保護の必要性が生じ、かつ相手方が特定される場合と、第二に、優先的建

の提起を超えたところで機能している。

築のように法律上認められた特別の地位と人的範囲の確定する場合である。

保護効果が最初に認められるのは、 げていった。このような適用拡大の可能性を持っていたのである。後述するように、 ③しかし、この二例は、 にもとづく、「財産法-建築法的配慮原則」として、憲法的基礎づけを試みたのである。その結果、 基礎づけがやはり必要であると考えたのであろう(それは次の④に関係する)。それを彼は、 人利益の配慮原則」 よび都市計画法に内在する基本的法原則としての地位を与えられ、さらには、イミッション法など適用領域を広 から隣人保護を導きだす必要性はなかった。しかし、彼はこれらの判決のドグマティッシュな いずれも、 既に連邦行政裁判所は隣人に原告適格性を承認しているのであって、 開発制限区域の非優先的建築の所有者の保護に関してであり、ヴァイロイター 判例上、「配慮原則」 財産権の社会的 それは建築法 あえて「隣 の隣人

れ ない基本法一四条一項が何故建築許可の違法的判断基準となるのかであり、 「原告の権利侵害」と規範目的との関係であった。たとえば、 ④この論文で、ヴァイロイターの強い問題意識となっていたのは、 は 優先的建築の許可要件を緩和した規定であって、 優先権者保護のために他の建築を規制したものではない) 隣人の保護規範ではあるが建築許可の根拠規定では 行政裁判所法一一三条一項の取消事由としての あるいは、 連邦建築法三五条一項 **そ** 

に説明できない問題がある。 人保護性を否定されている)という問題であった。そこには、 ・う一般法原則から隣人保護を提起したのも、 彼のいう「規範の置換」はこのような文脈の中で語られている。 この点を考慮してのことであると考えられる。 許可の根拠法規の隣人保護目的の有無だけでは十分 彼は、 彼が |配慮原則||と 具体的場合に

何故三四条や三五条二項によって与えられた許可を争いうるか

(これらの条項は隣

によって保護されていた者が、

要性を認め、その原理的法理を提起しようとしているのである。いわば建築法条理ともいうべきものであろうか。 によるとしている (一一頁)。つまり、彼は、たとえば隣人保護の問題でも建築関係諸法規を総合的に考察する必 (①と②は必ずしも同一規定とは限らない)、③被害を受ける側の優先性の基礎となる規定、これらの諸規範の協働 「配慮原則」から隣人保護効果が認められるか否かは、①配慮義務の根拠規定、②係争建築計画に適用される規定

(1) vgl. Ernst/Hoppe, 前掲書、S. 173.

えよう。しかしその後の判例では、この点は十分に論究されているとはいえないようである。(3)

ここには、隣人保護を許可の根拠法規の目的からのみ個別的に把えようとする方法の問題点が示されているともい

2 規範の総合的考察の重要性を指摘するものに、Schmidt-Aßmann, Bauen in unbeplanten Bereichen, JuS 1981, 731

(136

## 三、連邦行政裁判所判例の展開

(1) 「配慮原則」に関する先行判例

連邦行政裁判所は、ヴァイロイターの影響を強く受ける形で、一九七七年に「配慮原則」に隣人保護効果を認め

あるとした)。そして、優先的建築といえども対立する利益との衡量が必要であり、

その衡量される利益には個人

るのであるが、それには、 当然のことながら、「客観法的配慮原則」に関する先行判例が存在する。それらについて、

簡単に触れておきたい。

私的財産に有利に作用するであろう考慮もそれに含まれるとする。但し、これは、法三五条二項の隣人保護機能を 含まれるとする。そして、周囲の連担建築区域やその他の保護に値する環境の保護に向けられ、それにより既存の 許可されない。 法三五条によれば、 が争われた隣人訴訟である。前述のように、この判決は、 連邦行政裁判所一九六七年一二月六日判決である。事件は、計画未策定区域で隣人(参加人)にだされた建築許可 次のように周囲の住宅への配慮も同条一項の優先的建築を阻止する「公的利益」たりうるとした。すなわち、 九六〇年代終盤より、建築法上の配慮原則について言及する判決が登場するが、そのもっとも初期のひとつが、 判決は、この公的利益という概念には開発制限区域での建築にとって法的に重要なすべての観点が いわゆる「優先的建築」も(一項)、「その他の建築」も(二項)、公的利益が対立するときは 連邦建設法三五条二項の隣人保護機能を否定した。しか

制限区域での優先的建築に対抗できる公的利益となりうると述べる(本件では、 ものではないとしつつも、 建築に対立する公的利益に含まれるとした。判決は、 その半年後の、 連邦行政裁判所一九六八年四月一〇日判決は、隣接する住民の利益も、 立法者が隣人の権利とは認めなかった個人的利益も、 法三五条は公益の保護を目的とし個人利益保護を目的とする 周囲の静隠も公的利益のひとつで それが十分な強さを持てば、 開発制限区域での優先的

考慮すべき観点なのであって、建築許可を阻止しうる請求権まで隣人に認めているのではないとしていた。

つまり、これらはあくまで「公的利益」の一部であり、

行政庁が許可に際して

否定する文脈の中で語られている。

的利益も含まれるとしたのである。

事件を原審に差し戻している。 性は否定しているが、客観的に違法な建築許可に対する基本法一四条にもとづく隣人保護の可能性があるとして、 項にいう公的利益として、ミニゴルフ場の許容性に対立する」と述べた。なお本判決は、法三五条二項の隣人保護 に調和するよう利用されることへの〝配慮の要請〟(das Gebot der Rücksichtnahme)もまた、連邦建設法三五条二 フ場建設が隣接する住宅専用区域に騒音等をもたらすことを指摘しつつ、「隣接する土地が建築法上の全体的状況 このような考え方は、連邦行政裁判所一九七二年三月三日判決に受けつがれ定着していく。本判決は、ミニゴル(⑸)

わば建築法上の「客観法的配慮原則」を認めたものといえよう。 も含まれること、また建築許可にあたっては、それらの利益への考慮も必要であることを示したものであって、い これらは、隣人に原告適格性が認められるか否かは別として、ある建築計画に対立する公的利益には個人的利益

これらの判決は、個人的利益の配慮も法三五条一項又は二項の「公的利益」に含まれると解釈することによって

「客観法的配慮原則」を根拠づけようとしている。ヴゥイロイターが試みたような憲法的基礎づけは展開されてい は、行政庁が建築許可に際して考慮すべき、いわば要考慮事項として位置づけられていることを指摘しておきたい。 ない。またこれらの条項の隣人保護機能を否定したためでもあるが、「隣人利益を配慮した建築計画であるか否か」 また、『板ガラス判決』として著名な連邦行政裁判所一九七四年七月五日判決は、「異なる建築計画区域が隣接し

当該計画に影響される公的および私的利害が適切に比較衡量されなければならないことは、法一条七項にも明記さ ている場合は、相互の交換的な配慮原則に服す」と、計画策定段階における配慮原則を示した。計画策定に際して

ある。さらに、連邦行政裁判所一九七五年一二月一二日判決は、イミッション法にもとづく許可に関して、相互の(空) れており、一連の判決でも確認されているが、この判決は、それを計画策定における配慮原則と表現したので(⑤)

配慮の義務を示した。(⑴)

(1) BVerwG, U.v. 6. 12. 1967, E28, 268. 本稿六五頁参照。Wahl, 前掲、S. 584 は、 決のひとつとしている。 建築法上の配慮原則に触れる最初の判

2 避けることは、開発制限区域での優先的農業用建築計画にも十分対抗しうる公的利益たりうる」としている。BVerwG での農業用施設の建築許可申請を行政庁が拒否したことに対して提起された事件であるが、判決は「悪臭の発生や拡大を 同前、SS. 274−275. 本判決は、ここで同裁判所一九六七年一○月二五日判決を援用している。それは、 開発制限区域

U.v. 25. 10. 1967, E28, 148 (152)

(α) BVerwG, U.v. 10. 4. 1968, E29, 286 (Autokino-Urteil)

- 4 同前、SS. 288-289
- 5 BVerwG, U.v. 3. 3. 1972, DVBI 1972, 684
- 6 同前、 S. 685
- 7 vgl. Weyreuther, 前掲 (BauR. 1975), SS. 1f; Wahl, 前掲、S. 584
- 8 BVerwG, U.v. 5. 7. 1974, E45, 309 (327)
- 9
- 参照、BVerwG, U.v. 12. 12. 1969, E34, 301; BVerwG, U.v. 16. 4. 1971, DVBI 1971, 746; BVerwG, U.v. 20. 10

1972. なお、前二判決については、遠藤、前掲書、八八頁、二七一頁参照。

- (10) 参照、Weyreuther, 前掲、S. 3
- (\(\pi\)) BVerwG, U.v. 12. 12. 1975, E50, 49.

# (2) 配慮原則の隣人保護効果を認める判例

築区域)そして同法三○条(計画策定区域)にもその適用は広げられた。本節では、これらの判例の動向を見てい るに至った。本判決は、連邦建設法三五条(開発制限区域)に関するものであるが、その後、同法三四条 以上の判例を経て、連邦行政裁判所は、一九七七年二月二五日判決で、配慮原則に隣人保護機能を正面から認め (連担建

① 開発制限区域に関して

くことにしたい。

連邦行政裁判所一九七七年二月二五日判決(以下、一九七七年判決とする)

可は、(行政裁判所法一一三条の意味で)隣人の権利を侵害すると初めて判示した画期的な判決である。 本判決は「隣人利益への配慮原則」に隣人保護効果を認め、隣人利益に対する十分な配慮を欠く建築計画への許

宅から約二五メートル離れて、その許可によって既に建てられている。この施設は、農業用施設として、 一項一号に該当する、 事件は、複数の原告が隣人(参加人)にだされた豚舎の建築許可を争ったものである(この豚舎は、原告らの住 いわゆる優先的建築物である)。一審、二審ともに原告敗訴。連邦行政裁判所は、 以下の理

て公衆または近隣に対して、危険、

重大な不利益または重大な損害が引き起こされるようなイミッション」のすべ

由で、事件を原審に差戻した(本項中の( )の頁数は、DVBI 1977 からの引用頁を示す)。

る。 するものでなく、 碍要件となっているのは公的利益だけである。 画 **「であれ、** 〔隣人利益 建築計画者が他者の利益に対する十分な配慮を行なっていないならば、 当裁判部が既に繰り返し判示してきたところである。 への配慮義務について〕 むしろ、この要請は、 同条三項の公的利益に含まれているのである(七二四頁)。 開発制限区域での建築計画は、 しかし、保護に値する個人的利益への配慮の要請は公的利益に対立 たしかに、 それが優先的建築計画であれ、 法三五条の文言上は、 それ故に許可しえないものとな 建築計画 その他

性の意義と一致するのである。本件の場合、既に農業経営がなされている所の近くに許可された住宅は、 程度の判定は、連邦イミッション法の概念規定にたちかえることができる。換言すれば、配慮原則との関係での〃(受 情による。 概念規定によって与えられる。 業経営上典型的なイミッションを考慮しておかなければならないが、その受忍限度の判定は連邦イミッショ を負う者との間の比較衡量によることになろう。 計画を実行しようとする者は、より少ない配慮しか必要としない。結局は、 くの配慮を求めることができる。 〔配慮義務の内容について〕 所与の状況で、配慮されるべき者の地位が侵害を受けやすく、保護に値するものであれば、それだけ多 とは、収用法上のそれと一致するのではなく、 同法三条によれば、 逆に、建築計画の追求する利益が合理的でありかつ不可避のものであれば、 配慮原則が(客観法的に)いかなる要求を根拠づけるかは、本質的に、 その際、建築計画によって不利益を受ける者に受忍を要求しうる 環境への有害な影響とは「その種類、 むしろ、連邦遠距離道路法一七条四項の期待不能 配慮により保護される者と配慮の 程度または継続性によっ 一定の農 ン法の

たって、配慮の要請に反しているといわなければならない(もし、被害のより少ない場所での建築が可能であって 生じるとすれば、 るのではなく、 てを指す。換言すれば、配慮原則との関連で意味している(受忍)期待不能性の概念は、収用法上のそれと一致す 農業経営上典型的なイミッションを考慮しておかなければならないが、その限度を超えるイミッションが それ以前の段階で生じるのである。本件の場合、既に農業経営が営まれている所の近くに住宅を持 特段の事情がない限り、参加人(建築主)は、 原告らに重大な不利益をもたらす施設の建設にあ

としたら、それはより明白である)(七二四―七二五頁)。

可の拒否事由たるにとどまるのか、それとも、 ある。このような限定は、建築主保護の観点からも正当化される。というのは、配慮原則が管轄行政庁にとって許(5) 特定かつ限定された、つまり、個人特定化しかつ過度に広範でない原告適格者の範囲を認識させうる場合だからで なら、当裁判部の一貫した判例によれば、建築法において、ある規定に第三者保護効果が認められるのは、それが 第三者の利益への配慮が要請されているからといって、そこから直ちに隣人保護機能を導くことはできない。何故 ているとしたら、本件の状況下では、当該許可は原告の権利も同時に侵害するものといわざるをえない。たしかに、 〔配慮義務の隣人保護効果について〕 上述のように、配慮原則が――原告の不利益に― その第三者保護効果のために、建築主が許可後も不確実性にさらさ

保護効果が認められなければならない」という結論まで否定するものではない(七二六頁)。この場合、 しかし、このことは、 ―qualifizieren)、同時に(義務の対象を)個人特定化するような特別の状況のもとでは、 配慮原則には一般に権利が対応しないとしても、「配慮を義務として基礎づけ 配慮原則に第三者 (法的義務 建築主は

れるかには、

本質的な違いがあるからである。

予期しえない者からの出訴の危険にさらされることはないからである。(6)

の範囲が明確となる場合にも、 本件の場合、 問題は、 侵害の重大性による個人特定化ではなく、現実の状態により配慮の相手方としての被害者 配慮原則に第三者保護機能が認められないかであるが、当裁判所は、それを肯定す

べきものと考える。

以上の考察によって、次の結論が生じる。

第一に、隣人利益に対する客観法的配慮原則には、 特別の法的地位への配慮が法的義務とされ同時に個人特定化

された形でなされる限りで、第三者保護効果が生じる。

第二に、被害者の特別の法的保護の必要性とは別に、

その状況から、

必要な法的義務としての評価、

個人特定化

および限定が備わるほどに当事者性が明白な場合も、 上記場合に該当する(七二六頁)。

以上が、一九七七年判決の要旨であるが、本判決の重要な特徴は次の点にある。

第一に、 隣人利益の配慮原則に、一定の要件のもとに、隣人保護機能を正面から認めたことである。

位にではなく、事実状態、すなわち、利益侵害という事実の明白性と被侵害者の特定性に求められたのである。そ 第二に、 隣人の原告適格性承認の基礎が、許可の根拠法規の保護目的あるいは隣人の法律上保護された特別の地

先的建築である)ことからも明らかである。 のことは、本件の場合、原告らは何ら開発制限区域における優先的建築権者ではなかった(むしろ争いの対象が優

もっともこの判決自身は、 配慮原則の根拠・内容について詳らかにしていない。 その点を含めて、 保護規範論か

- →) BVerwG, U.v. 25. 2. 1977 E52, 122=DVBI 1977, 723
- 連邦イミッション法三条一項は、「この法律の意味での環境への有害な影響とは、その種類、程度または継続によって、

公衆または近隣者に対し、危険、重大な不利益または重大な苦痛を惹き起こすイミッションをいう」と規定する。

頁 熊本信夫、萩野聡「西ドイツの環境法」、加藤一郎編『外国の公害法(下)』岩波書店、一九七八、第四章ドイツ、四二四

(3) 判決は、ここで連邦遠距離道路法一七条四項に関して、ここでの(受忍)期待不能性の概念は、収用法上の観点から基 隣接する土地の利用を保障するために必要な施設の設置および維持の義務が課される」と規定する(Kloepfer, 前掲書)。 画確定において、道路建設の負担を負う者には、公共の福祉のためにまたは危険、重大な不利益もしくは重大な苦痛から あると述べた連邦行政裁判所一九七六年五月二一日判決(DVBI 1976, 779〔782〕)を援用する。同法一七条四項は、「計 本法一四条による保護が生じるより以前の段階の、法律によって引かれた関係者に正当に要求することのできない限界で

保護の問題になるが、 なお、隣人が重大かつ受忍しがたい不利益を受け、収用類似の効果が生じると、その場合は、基本法一四条による隣人 本判決は、それ以前の段階での隣人保護の可能性を述べている訳である。参照、BVerwG, U, 13.

4

6 5 本判決は、直接基本法一四条に基く隣人訴訟も配慮原則のひとつの表現であるとしている。この訴訟では、原告適格者 参照、BVerwG U.v. 28. 4. 1967, E27, 29 (33).

1969. 前揭六七頁。

び限定化がなされれば、この場合も配慮義務による隣人保護が認められるとする(七二六頁)。 係者の特別の法的保護の必要性とは独立して、その権利侵害性が明白で、必要な法的義務としての評価、 範囲は、 侵害の極度の重大性から識別しうるとし、建築主にそれを知りうることも期待しうるとする。 個人特定化およ そして、 利害関

- (7) vgl. Schmidt=Aßmann, 前掲、JuS 1981, 731 (737).
- 8 例えば、Müller, H.J., Das baurechtliche Gebot der Rücksichtnahme, NJW1979, 2378 (2380).

2

連担建築区域に関して

が、 の配慮がなされるべきときは、 の配慮が法的義務とされ同時に個人特定化する形で、識別しうる限定された範囲の第三者の保護に値する利益 連邦建設法三四条については、 建築法上の配慮原則は計画の策定されてない内部地域にも妥当し、 この配慮原則に第三者保護効果が認められるとした。 連邦行政裁判所一九七七年一〇月三一日決定および同一九八一年二月一三日決定(ユ) 一九七七年判決の原則に従って、 しかし、 法三四条に関して、 隣人利益

配慮原則の隣人保護効果を特別の保護の必要性から本格的に説明したのが次の判例である。 連邦行政裁判所一九八一年三月一三日判決(3)

所の建築許可の し一一階建建築の中心地区とし、 事件は、二階建家屋の所有者である原告が、隣人(参加人)にだされた一部六階建、一部一二階建の住宅兼事業 取消しを求めたものである。この許可は、建築間隔規定と地区詳細計画 他の多くを一般住居地区とする)からの特例 (Befreiung) を伴なっていた。 (参加人の土地を六階な

階建部分は、 原告の家屋から一五ないし二三メートルしか離れていなかった。また、参加人は、 一二階建部分の

許可条件であった地下ガレージの拡張を実施せず、その予定もないことを明らかにした。一審原告敗訴、 原審であるミュンスター上級行政裁判所は、連邦行政裁判所一九七七年判決を発展させて、建築主の悪意のため 参加人の上告棄却。 二審原告

その利益が保護に値しなくなる場合も、客観的配慮原則から隣人保護効果が導きだせるとした。(4)

それに対して、連邦行政裁判所は次のように判示した。

件許可は原告の権利を侵害する。

①もし地区詳細計画が無効だとすれば、本件許可は法三四条によって判定されることになるが、その場合でも、(5) 本

存の建築物と比較にならない建築物を、しかも原告の二階建(屋根裏部屋つき)住宅から一五メートルしか離れて 築により生じる被害は原告にとって受忍しがたいものである。なぜなら、この区域のこれまでの状態は、 致すること』の概念に含まれる)。配慮原則の要求するものは個々の具体的事情により、究極的には、 の既存建築物との矛盾をきたし、法三四条の許可要件を欠くことになる)。 いないような所に建てることは配慮原則に違反するものである(その結果、 負う者と配慮される者の利益相互の比較衡量による(一九七七年判決の⑪部分を引用)。本件の場合、 原則ではない。むしろ、これらの規定に内在する要件である(改正前であれば〝問題のないこと〟、改正後は 二ないし三階の住宅建築によって特徴づけられているからである。このような区域に、高さ、建築容積からみて既 本件許可は、必要な配慮を欠き、客観法的に違法である。配慮の要請は、法三四条と並行して独立に適用される 当該建築計画は、基準となる区域の他 参加人の建 配慮義務を 本質的に

⑪本件の場合、配慮原則違反の違法は、原告の権利を侵害する。配慮原則は、 隣接土地が相互に影響を及ぼしあう

庁

の知りうべきものであった。かかる状況のもとでは、原告の特別の保護の必要性は明白である。

ないことが配慮原則違反になるのではないとした(前掲 S. 930)。

建築許可行政庁に対する建築主の態度によって判断されるべきものではない、従って、地下ガレージの建設を行なわ

て、

る。 切な調整をもたらすものである。もし、各状況から、 ことを前提に、一方では必要不可欠な建築を可能にし、他方では受忍しえない負担や不利益から保護するという適 保護の必要性が明白にならざるをえないとしたら、第三者保護効果に必要な「法的義務化と個人特定化」が存在す 本件では、 周囲の状況に対しきわだった高さを持つ建築物が原告の住宅を〝窒息〟 建築許可庁に、特定の **−通常、** させることは、 隣接する― -隣人の特別 被告 (行政

- 1 BVerwG, B. v. 31. 10. 1977, Buchholz 406. 11 §34 BBauG Nr. 60. 入手した資料では、 で、事件、 理由の詳細は知りえなかった。 判決要旨しか記載されていない
- (\alpha) BVerwG, B.v. 13. 2. 1981, NJW 1981, 1983.
- (α) BVerwG, U. v. 13. 3. 1981, DVBI 1981, 928.
- 4 政裁判所は、配慮原則違反は、「隣人が建築許可またはその行使によって、直接的被害を受けたこと」を前提とするのであっ ような逸脱を意図的にした場合がこれらの場合に含まれるとし、 たそれは、 OVG Münster, U.v. 11. 10. 1977, Baurecht 1977, 389. (6)許可の違法性を知りつつ、それを行使した場合、(6)許可の基礎となった一件資料から、 建築主が保護の必要性を欠く場合は、隣人保護機能を持つとした。そして、建築主が、 本判決は、 本件は心に該当するとした。この部分について、 連担建築区域でも客観法的考慮原則が妥当し、 a)虚偽の申告で許可を 許可要件にかかわる 連邦行 ま

(5) このような立論は、 取消されるべきものとしている(前掲 S. 928)。 所は、本計画が有効であったとしても、本件許可は、隣人保護的確定に違反し、かつ正当な免除事由を欠くため、 原審 (前掲 S. 389)が、当該地区許細計画を無効と判断したことによる。しかし、連邦行政裁判 やはり

#### ③ 計画策定区域に関して

否定されないと一般的な形で論じたが、本格的に示されたのは次の判決である。 月一〇日判決は、客観的に違法な建築許可が隣人保護機能を持つ配慮原則を侵害する場合には隣人保護の可能性は さらに、配慮原則による隣人保護は、計画適用区域でも認められるようになる。 連邦行政裁判所一九八二年一二

## 連邦行政裁判所一九八三年八月五日判決(2)

原審に差戻した られたが、容積率に関して計画確定通り)を争ったものである。二審原告敗訴。連邦行政裁判所は、 事件は、原告が隣人(参加人)にだされた例外許可 (敷地面積と建築奥行に関し地区詳細計画からの例外が認め 以下の理由で

うな場合には、その都度、 ①当裁判部が、これまでに開発制限区域と連担建築区域に関して示した配慮原則に基く隣人保護は、 も適用されるが、本条項は、地区詳細計画の適用される場合に対する配慮原則の特別な表現と解すべきである。従っ ており、その限りで、計画の個別的適用に際して特に配慮原則が問題とされることはない。しかし、 の適用区域に関しても同様に妥当する。たしかに、地区詳細計画の作定にあたっては、必要な利益の衡量がなされ 隣人に対する配慮が必要である。ところで、建築利用令一五条一項は例外許可に対して 例外許可のよ 地区詳細計

相互に比較衡量されなければならない。

知れない。

しかし、

基準となるのは、

否定的効果の全体である。

慮原則の第三者保護効果を発生させる状況が生まれている。

本条項の隣人保護性を否定した従来の判例は、次のように変更される。

囲の第三者の保護に値する利益への配慮が認められる限りで、 果についての基準が妥当する。つまり、 第一義的には客観法的な 配慮を法的義務とし同時に個人特定化する形で、 ――配慮原則にも、 当裁判部がこれまでに示した配慮原則の第三者保護効 本条項の配慮原則にも第三者保護効果が生じうるの 識別しうる限定された範

である。

の程度、 それは、 第二に、被害者の特別の法的保護の必要性が認識しうる場合である。ここでは、 建築主の利益そしてそれぞれの当事者に対して正当に受忍を要求しうべきものとしえないもの、これらが とりわけ次のような例外的場合に妥当する。 すなわち、 第一に誰に対して配慮がなされるべきかが明白 被害者の保護の必要性と被害

⑪本件は、以下の点で、原審の審理が不十分である。

第一に、配慮原則が遵守されているか否かに関する原審の判断は、

容積率しか問題としておらず一面的である。

むしろ、原告に被害をもたらすのは建物の位置であり、 の減少や庭の利用上の制約が問題となる。 個々の否定的効果それ自体は配慮原則に違反する程度には至らないかも さらに建築物の高さ、幅による原告の土地への影響、 日照

保護するものとして、 一に、本件の原告は直接隣接する隣人であり、また建築予定地を一 自己の特別に保護された地位を利益衡量に提起しているのであって、これらのことから、 般居住地区とする計画の確定内容が原告を 配

ない被害で認められる。そのような被害の発生は否定されていない。(4) 第三に、原審は財産権に対する重大かつ受忍しがたい侵害を否定しているが、配慮原則に対する違反は、より少

(1) BVerwG, U. v. 10, 12, 1982 (4C 49. 79), DVBI 1983, 348. 本件は、住宅区域における一世帯用住宅の建築予備決定を 隣人が争ったものである。判旨は、第三者保護機能を持たない計画からの例外許可は原則として隣人の権利を侵害しない

としたうえで、傍論して配慮原則による隣人保護の可能性を述べるが、本件での適用は否定した。

3 BVerwG, U. v. 14. 12. 1973, DVBl. 1974, 358, 本判決は、建築利用令一五条一項二文では保護される人的範囲が限定

BVerwG, U. v. 5. 8. 1983, DVBI. 1984, 143.

- できないとして、同条項は隣人に権利を付与するものではないとしていた(S. 361)
- (4) BVerwG, U. v. 5. 8. 1983, DVBI. 1984. 143 (144-145).
- 連邦行政裁判所一九八二年一二月一〇日判決④ 異なる計画区域の隣接地域に関して(1)

世帯住宅を参加人に認めた建築許可を争った事件である。いわゆる潜在的加害者による訴訟である。一・二審原 これは、開発制限区域に養豚・養牛施設を所有する原告が、約5メートル離れ、連担建築区域に属する土地での

告敗訴。

本件の特殊性は、原告が開発制限域の優先的建築である農業施設の所有者である一方、建築主(参加人) は、 原

1

則的に建築の許される連担建築区域の居住者であるという点にある。判決は、 以下の理由で、 事件を原審に差し戻

特質への合致」を基準とするのではなく、当該建築計画に対立する「公的利益」(それに隣人の利益も含まれる) 権をもたらしうるのである。なお、本件のように、両区域にまたがる場合の配慮原則は、法三四条一項の「周囲の 彼は、 する配慮を期待できる。そして、特別の場合には、それ自身は客観的な配慮原則も隣人保護的な効果を持ち、 有無を基準とする。つまり、配慮の内容は、当裁判部一九七七年二月二五日判決に従うのである。 開発制限区域の居住者といえども、連担建築区域内にある隣接建築物を一般的に阻止できる訳ではない。 その特別の保護の必要性により、このような連担建築区域内の建築であっても、 隣接する自己の建築物に対 しかし、

(九○頁注(1)の判決とは別の判決である。)

2 潜在的加害者の原告適格については、 遠藤、前掲書、二六九頁以下参照

BVerwG, U. v. 10. 12. 1982. (4C 28,81), DVBl. 1983, 349

(3) まとめ

以上

|紹介したように、

建築法上の

「隣人利益の配慮原則」

は、

地区詳細計画の有無にかかわらず、

すべての建築

に適用され、例外許可などの場合を除き、個々の許可の際には特に問題とされないとされている。八八頁参照)。 許可に適用される建築法上の一般原則へと発展してきている (計画策定区域にあっては、 この原則は計画策定の際

益に十分な配慮を払わねばならず、その配慮を欠く建築計画は許可しえないものである」というものであるが、こ 建築法上の「隣人利益の配慮原則」とは、簡単にいえば、「建築主は、建築計画の策定にあたっては、 隣人の利

こで、連邦行政裁判所の示した「配慮原則」について整理してみたい。

も現われている。 根拠 れる原則ではなく、法三四条に内在する要件である」という判示(連邦行政裁判所一九八一年三月一三日判決)に や「公的利益と対立しないこと」)の解釈として説明しているようである。それは「配慮の要請は、 憲法的基礎づけは行なっていない。むしろ、連邦建設法三四条や三五条の許可要件(「周囲の特質に合致すること」 |連邦行政裁判所は、筆者が参照しえた判例の限りでは、ヴァイロイターが試みたような「配慮原則」 独立に適用さ

含めて検討したい。 あり(一九八一年三月一三日判決)、ある程度は連邦行政裁判所の考えを予測できるが、この点は、学説の対応をあり(一九八一年三月一三日判決)、ある程度は連邦行政裁判所の考えを予測できるが、この点は、学説の対応を 的基礎づけ等にも影響を及ぼしうる)。たしかに、配慮原則を「隣接土地の相互拘束性」から説明している判決も としての憲法的あるいは条理論的基礎づけが必要なのではないだろうか(このことは、建築法上の隣人訴訟の理論 ン法にも適用されている。だとすれば、建築法やイミッション法、もしくはそれらを含む環境法上の基本的法原理 しかし、「隣人利益の配慮原則」は、既に建築法一般に適用されるようになってきており、さらにはイミッショ

②主体-なるのである。従って、行政庁は、建築許可の手続きにおいて、申請された建築計画が隣人利益に十分な配慮を払っ 慮を行なう義務を負うとされている。そして、必要な配慮を欠く建築計画は連邦建設法上の許可要件を欠くものと ――連邦行政裁判所の判決によれば、建築主自身が、建築計画の策定にあたって隣人利益に対する十分な配

連邦行政裁判所判決の整合性が問われることになろう。

手続において、隣人への影響を正当に評価していなければならないことに変わりはない。また、この場合、 しなければならないという構成ではないのである。もちろん、判決のいう構成をとったとしても、 たものであるか否かを審査することになる。つまり、 行政庁が自己の許可権限の行使に際して隣人への影響を考慮 行政庁が、

て隣人への影響を考慮しなければならない 被害が行政庁にも明らかであったことを指摘した判決もある。ここでの構成は、(⑤) む公的利益を比較衡量しなければならないとしている。また、配慮原則に隣人保護効果を認めるに際して、(4) の審査も、許可の法律上の要件にかかわるものとして、配慮の有無につき全面的に審査することになろう。 ところが、 一方で、連邦行政裁判所は、客観法的配慮原則については、行政庁が建築主の利益と個人的利益を含 (あるいは、考慮しえたはずである)というものになる。この点では 行政庁が許可権限の行使にあたっ 隣人の

な問題を提起することになろう。 ているということができよう。 ことは当然である。 のように、「配慮原則」 なお、 判決が配慮義務の主体を建築主としたことは、 その意味で、 の根拠を財産権の社会的制約に求めると、財産権主体(建築主) しかし、このような構成は、私法的隣人保護と公法的隣人保護の関係について新た 連邦行政裁判所は、 ヴァイロイターの「財産法―建築法的配慮原則」 配慮原則の根拠にかかわる問題でもある。 が配慮義務の主体となる ヴァイロイター を基礎にし

③内容 ない。ただし、隣人の受忍限度がイミッション法上の概念によるべきことは判決の操り返し述べるところである。 ころはまだ漠然としている。 建築主は、どのような事項をどの程度まで配慮しなければならないかという点について、 むしろ、 判決自身、それは個々の状況によるとしており、 明確な内容は提示されてい

判決の示すと

学説では内容の不明確さを指摘する見解もだされている。この点も、学説の対応を踏まえて検討することにしたい。(マ)

**④**効果 ある限り、それは許可申請に対する行政庁の拒否事由たるにとどまる。しかし、一定の条件のもとで配慮原則に隣 ――隣人利益に対する十分な配慮を欠く建築計画は許可要件を欠くものである。客観法的配慮原則の違反で

限界、建築法上の隣人訴訟における位置づけについての考察をすすめたい。 以下では、連邦行政裁判所判決に対する下級審および学説の対応を検討しつつ、「隣人利益の配慮原則」の意義、

人保護効果が生じた場合、配慮原則違反は隣人訴訟の取消事由となる。

- (1) BVerwG, U. v. 13. 3. 1981, 前掲 S. 929, (本稿八六頁)。
- (2) 同前、S.930
- (3) vgl. Müller, 前掲 (NJW 1979, 2378)。
- (4) vgl, BVerwG, U. v. 6. 12. 1967, (本稿七七頁)。
- (5) BVerwG, U. v. 13. 3. 1981, 前掲、S. 930
- Mühl, O., Das Gebot der Riicksichtnahme im Baurecht und die Verbindungslinien zum privaten Nachbarschutzrecht, in:

Festschrift für Fritz Baur, J. C. B. Mohl, 1981, SS82ff.

(7) たとえば、Berger, 前掲書、S. 104.